

富里市犯罪のないまちづくり推進協議会傍聴要領

富里市犯罪のないまちづくり推進協議会

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) 会議資料は、傍聴を終え退室される際には、返還すること。ただし、後日開示する資料（個人情報が含まれる資料及び参考資料は除く。）について、持ち帰りを希望する方は、事務局に申出することにより、持ち帰ることができる。
- (6) 携帯電話、PHSその他これらに類するものは、使用できないよう電源を切ること。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、会長及び事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。